

7 基地関係機関の組織等

(1) 安全保障問題等に関する日米間の主な協議の場

(平成14.1.1現在)

協議の場	根 拠	目 的	構 成 員 又 は 参 加	
			日 本 側	米 国 側
安 全 保 障 協 議 委 員 会 (S C C)	安保条約第4条を根拠とし、昭35.1.19付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置(2.12.26書簡交換によって米側の構成員を国務長官及び国防長官とした)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 (2.12.26以前は駐日米大使、太平洋軍司令官)
安 全 保 障 高 級 事 務 レ ベ ル 協 議 (S S C)	安保条約第4条	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	参加者は一定していない (両国次官クラス等事務レベル要人より適宜行なわれている)	
安 保 運 用 協 議 会 (S C G)	安保条約第4条を根拠とし、昭48.1.19外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整	外務審議官 外務省北米局長 防衛施設庁長官 防衛庁防衛局長 統幕議長 等	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長等
合 同 委 員 会	地位協定第25条	地位協定の実施に関して協議	外務省北米局長 防衛施設庁長官等	在日米大使館参事官 在日米軍参謀長等
防 衛 協 力 小 委 員 会 (S D C)	昭51.7.8第16回安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。平成8年6月の日米次官級協議において改組。平成9年9月23日の安全保障協議委員会で、日本側の構成員に防衛庁の運用局長を加えた。	緊急時における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するため取るべき措置に関する指針を含め、日米間の協力のあり方に関する研究協議	外務省北米局長 防衛庁防衛局長 防衛庁運用局長 (9.9.23以降) 統合幕僚会議の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統参本部等の代表
日 米 装 備 ・ 技 術 定 期 協 議 (S & T F)	防衛事務次官と米国防次官(研究・技術担当)との合意に基づき設置	日米間の装備・技術分野における諸問題について意見交換	防衛庁装備局長	米国防省国際協力技術担当次官代理等

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する協議機関の概要

名 称	構成メンバー	設置年月日	設置目的及び検討事項等	備 考
沖縄に関する特別 行動委員会（S A C O）	（日本側） 外務省北米局長、防衛庁防 衛局長、防衛施設庁長官、 統合幕僚会議議長 （米国側） 国務次官補、国防次官補、 太平洋軍事司令部第5部 長、在日米軍司令官、在日 米国外務次席公使、統合 参謀本部メンバー	平成7年 11月20日 （平成8 年12月2 日、最終 報告を行 いその役 割を終了 した。）	1 在日米軍施設・区域が沖縄 に集中していることに留意 し、日米安保条約の目的達成 との調和を図りつつ、整理、 統合、縮小を実効的に進める ための方策について真剣かつ 精力的に検討を行う。 2 施設・区域に関連して生じ る訓練、騒音、安全等に係る 問題についても、その具体的 改善について検討を行う。	日米間の米軍 基地に関する 協議機関（お おむね1年間 を目途に設 置）
作業グループ （S A C O W G）	（日本側）審議官クラス （米国側）次官補代理クラ ス			
沖縄米軍基地問題 協議会	（政府側）内閣官房長官 外務大臣 防衛庁長官 （県 側）沖縄県知事	平成7年 11月17日 （閣議決 定）	沖縄県に所在する「日本国とア メリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約」第6条に基 づく施設・区域にかかる諸問題 に関し協議することを目的とす る。	政府・沖縄県 間の協議機関
幹事会	（政府側） 内閣官房副長官（事務）、 内閣官房内閣外政審議室 長、外務省北米局長、防衛 庁防衛局長、防衛施設庁長 官 （県側） 沖縄県副知事 沖縄県政策調整監			
普天間飛行場等の 返還に係る諸問題 解決のための作業 委員会 （作業委員会）	（政府側） 内閣官房副長官（事務）、 内閣官房内閣内政審議室 長、内閣外政審議室長、外 務省北米局長、防衛庁防衛 局長、防衛施設庁長官、沖 縄開発庁総務局長、内閣官 房内閣広報官、大蔵省官房 長、文化庁次長、農林水産 省総務審議官、通商産業省 環境立地局長、運輸省運輸 政策局長、郵政省電気通信 局長、労働省職業安定局 長、建設省建設経済局長、 自治省総務審議官、環境庁 企画調整局長 （県 側） 沖縄県副知事、沖縄県政策 調整監、沖縄県知事公室 長、沖縄県企画開発部参事 監	平成8年 5月8日 （内閣官 房長官決 裁）	「沖縄県における米軍の施設・ 区域に関連する問題の解決促進 について」（平成8年4月16日 閣議決定）を踏まえ、普天間飛 行場の返還に係る諸課題の解決 の効果的な推進を図るため、作 業委員会を設置する。また、普 天間飛行場以外の米軍施設・区 域の返還に係る諸課題につい ても、検討の対象とする。 （主たる検討項目） 1 普天間飛行場 (1) 在沖米軍施設・区域におけ るヘリポートの建設 (2) 嘉手納飛行場における追加 的な施設の整備 (3) 跡地利用計画の策定 (4) 移転先地の地元対策 2 その他、S A C O 中間報告 で返還が合意された施設・区 域 (1) 跡地利用計画の策定 (2) 移設先地の地元対策 * 上記の作業を実施するため、 文化財保護法、赤土等流出防止 条例、建設工事関係法令等に基 づく手続き、環境影響評価等につ いて、政府と沖縄県が相互に 協力して実施する。	
作業部会	（政府側） 内閣内政審議室長、他作業 委員会を構成する15省庁の 審議官及び課長クラス （県側） 沖縄県政策調整監、沖縄県 基地対策室長、沖縄県企画 調整室長、沖縄県国際都市 形成推進室参事	平成8年 5月9日 （作業委 員会（第 1回）で 設置）		

(3) 日米合同委員会組織図

() 内設置年月日

(平成13年9月15日現在)



(4) 日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取扱

(久保 - カーチス協定)

日本国防衛庁及びアメリカ合衆国国防省の代表は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局官の必要な調整に関する事項を討議してきたので、

この取扱に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の1971年6月29日の会合において承認されたので、

よって、これらの代表は次のとおり合意する。

1 日本国における局地防衛責務の引受け

日本国は、次項に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。

2 日本国による引受けの時期

日本国による前項の防衛任務の引受けは、沖縄復帰日後、1973年7月1日以前の実施可能な最も早い日までに完了する。

a 当初展開

日本国は、復帰日後約6箇月以内に、約3千2百人から成る次の部隊を展開する。

(1) 陸上自衛隊 司令部、普通科中隊2、施設中隊1、航空隊1、支援隊1、その他の部隊

(2) 海上自衛隊 基地隊1、対潜哨戒機隊1、その他の部隊

(3) 航空自衛隊 司令部、要撃戦闘機隊1、航空警戒管制隊1、航空基地隊1、その他の部隊

b 追加展開

日本国は、更に、1973年7月1日までに、地对空ミサイル防空を実施し、及び航空警戒管制組織を運用するために、ナイキ群1(3箇中隊)、ホーク群1(4箇中隊)及び適当な支援要員を展開する。

3 施設

a 防衛庁は、次の施設に部隊を配置する意図を有する。

(1) 那覇空港 航空自衛隊の要撃戦闘機隊その他の部隊及び陸上自衛隊の航空隊。海上自衛隊の対潜哨戒機隊も那覇空港を使用する。

(2) 那覇ホイール = 陸上自衛隊の部隊及び必要に応じその他の自衛隊の部隊。

(3) ホワイト・ビーチ地区及び那覇港 = 海上自衛隊の部隊。棧橋、集荷場その他の施設の海上自衛隊による使用のため、地位協定第2条4項(a)に基づく必要な取扱を行う。

(4) ナイキ・ホーク及び航空警戒管制隊が使用中の施設及び区域。展開される自衛隊の地对空ミサイル部隊及び航空警戒管制隊。

b 合衆国は、自衛隊の受信及び送信施設の設置に協力するものとし、かつ、可能な場合、合衆国軍隊の施設及び区域内にこれらの通信施設を受け入れることを考慮する。

4 防空

a 航空自衛隊は、

(1) 復帰日又はその直後に部隊を那覇空港に展開し、

(2) 復帰日から6箇月以内にF-104J航空機による防空警戒待機の運用を引き受け、及び、

(3) 1973年7月1日までに航空警戒管制組織の運用を引き受ける。

b 航空自衛隊のナイキ群及び陸上自衛隊のホーク群は、1973年7月1日までに地对空ミサイル防空任務を引き受けるよう沖縄に展開する。

c 沖縄の防空の運用責任は、自衛隊が1973年7月1日までの間にその責任を引き受けるときまでは、合衆国空軍が保持する。

ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通して実施される。

5 地対空ミサイル及び航空警戒管制組織

沖縄の防空の早期引き受けを容易にするため、双方で合意する基本的な航空警戒管制組織及びナイキ・ホークの地対空ミサイル組織については、別個に定める条件に従い、防衛庁はこれを購入する意図を有し、合衆国政府は国防省を通じてその売却を申し出る。

6 陸上防衛、海上哨戒及び捜索・救難

自衛隊は、沖縄において、復帰日から、6箇月以内にその部隊の運用が可能になるに従い、陸上防衛、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。自衛隊及び合衆国軍隊の代表は、協力して、これらの機能を遂行する部隊の沖縄への展開のための詳細な計画を準備する。

7 詳細な実施計画

上記の自衛隊による防衛任務の引き受け及びその展開計画を実施するため、防衛庁と国防省の代表は、詳細な実施計画及び調整のための手続きをとりまとめる。

日本国防衛庁防衛局長

久保卓也

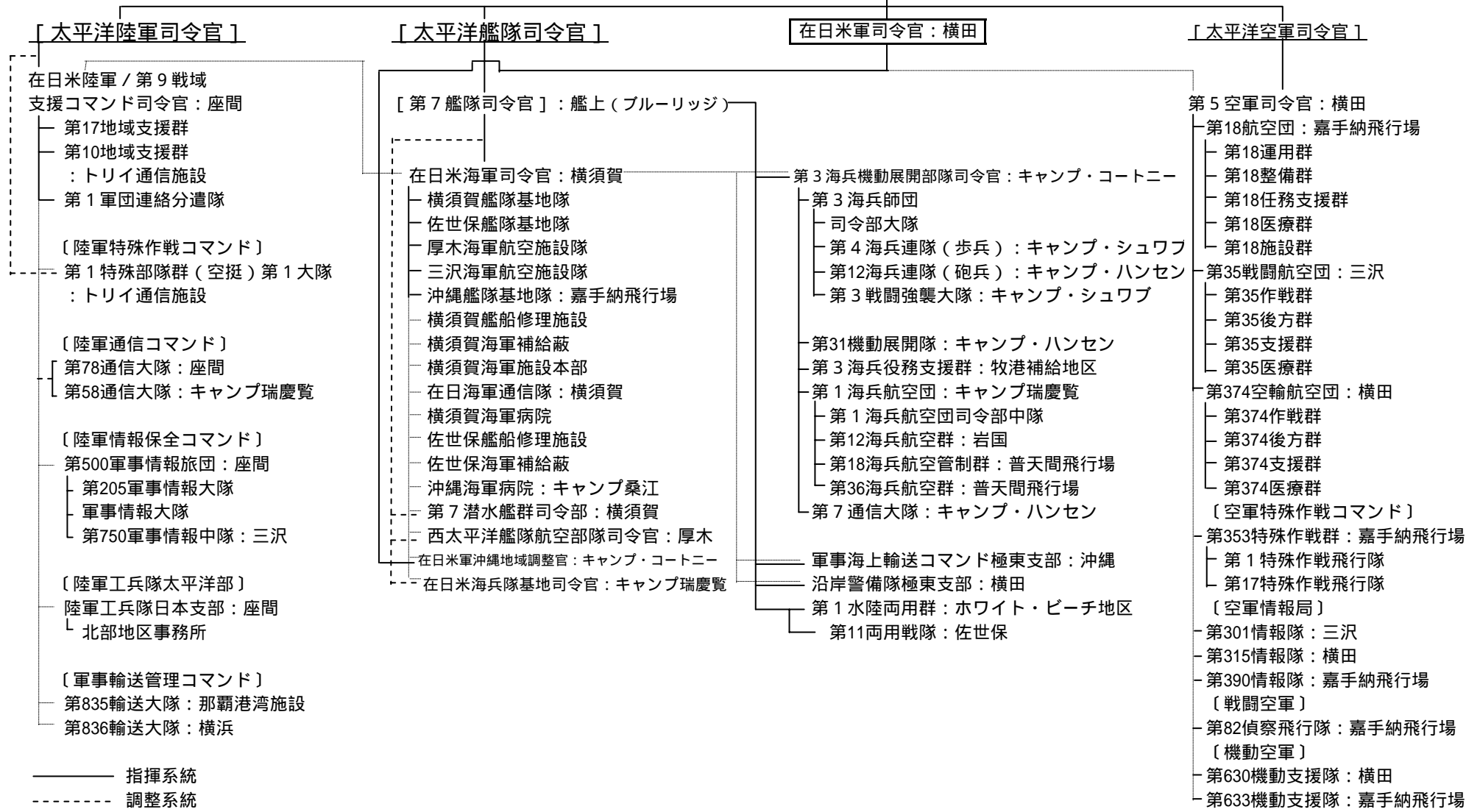
在日アメリカ合衆国大使館首席軍事代表

海軍中將

ウォルター・L・カーチス・ジュニア

(5) 在日米軍組織図

[太平洋軍司令官]



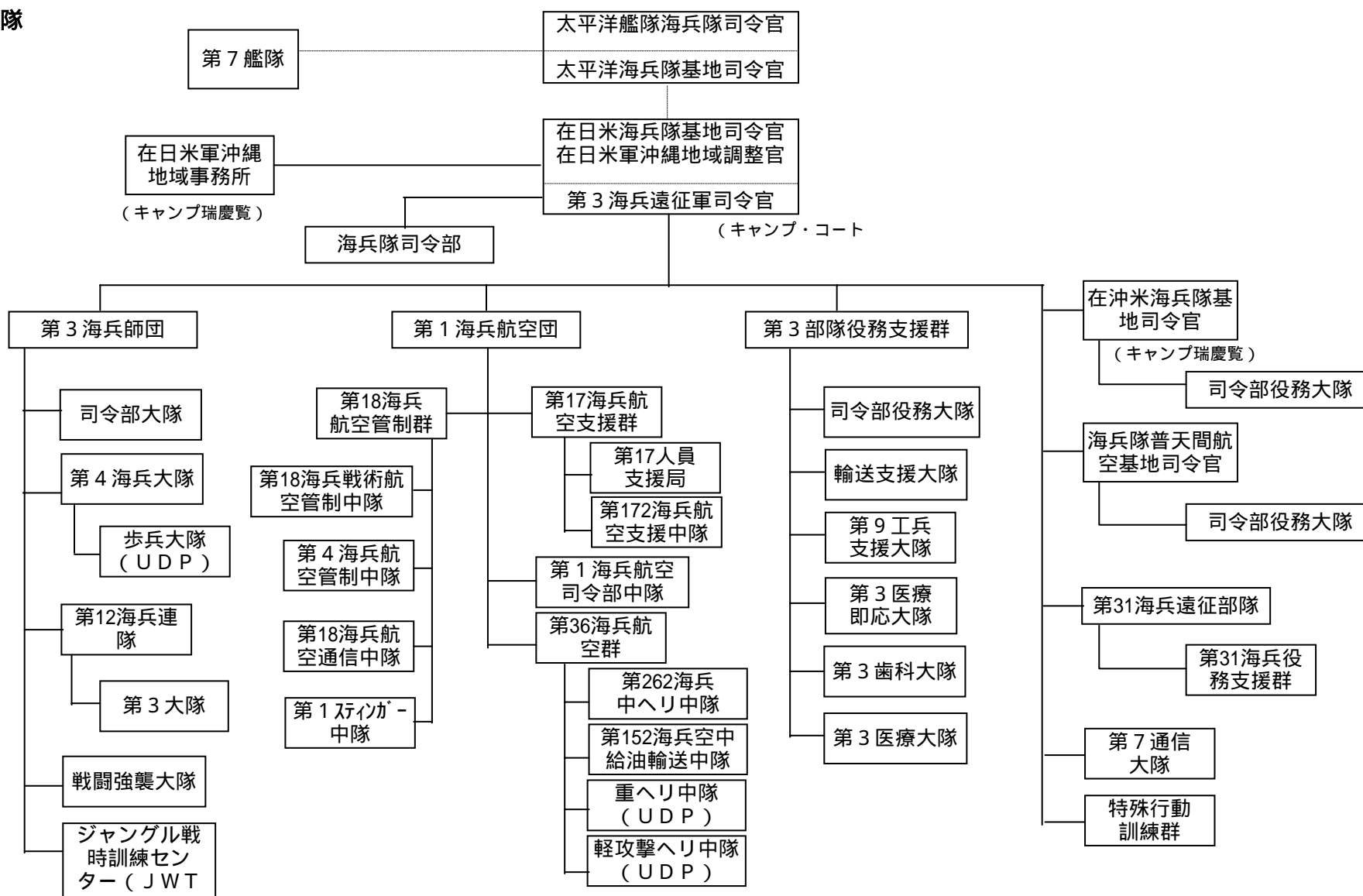
————— 指揮系統
 - - - - - 調整系統
 ———— 指揮系統(中間に別の司令部が介在)
 [] : 日本以外に所在する部隊機関
 所在地の表示がないものは、直近の上級部隊機関と同一地に所在

(6) 在沖米軍主要組織図

1998年2月現在

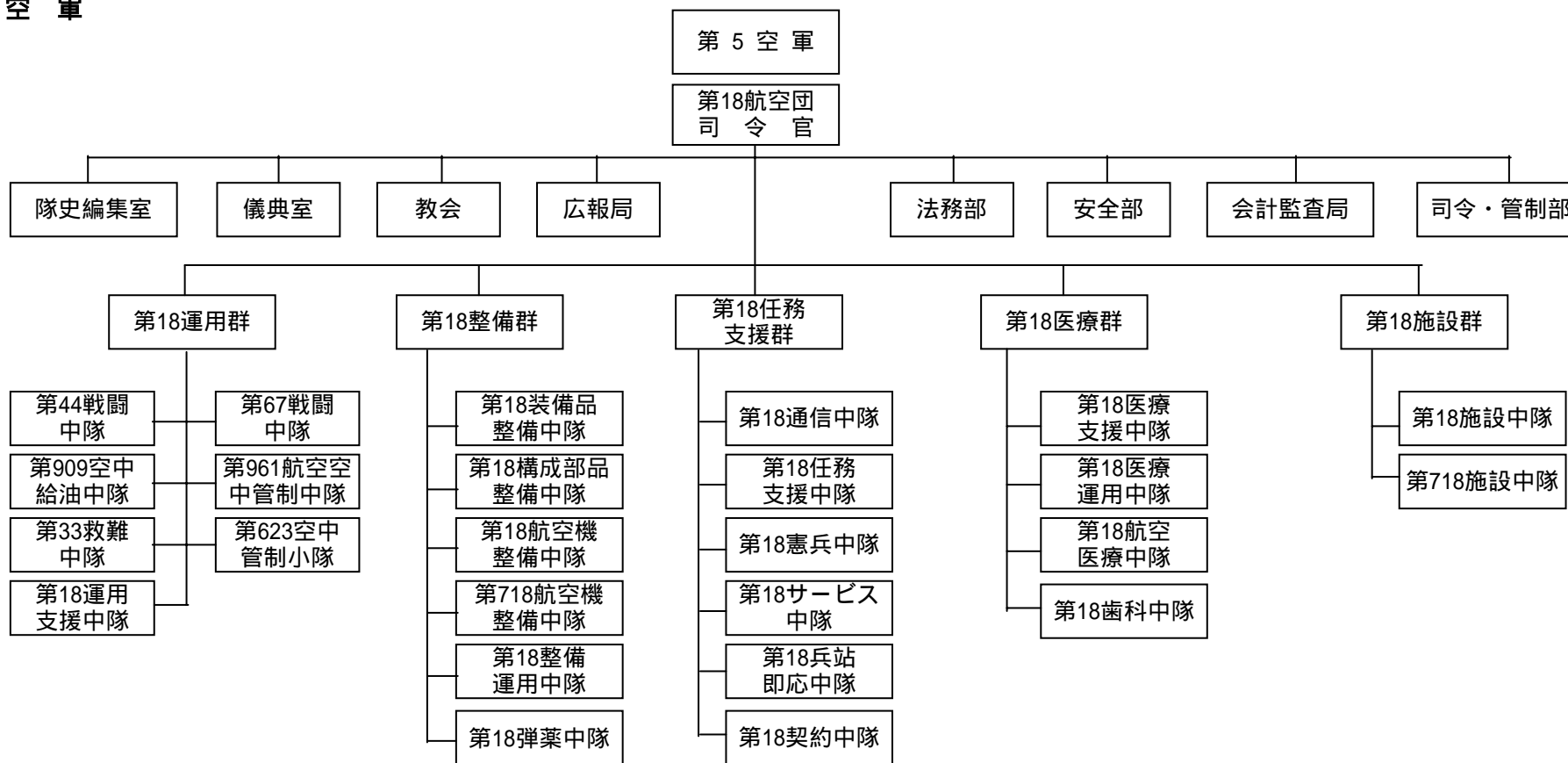


海兵隊



* 4つの歩兵大隊がUDP（部隊派遣）プログラムとして、6か月交代で駐留している。

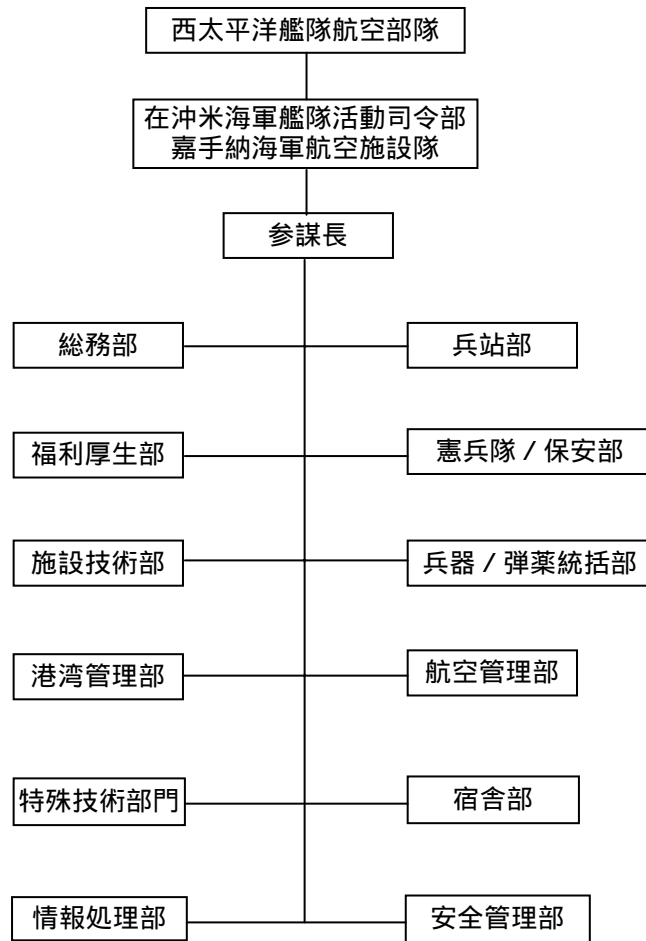
空 軍



(第18航空団が支援する他の主要空軍部隊)

第353特殊作戦群	太平洋支援センター	空軍環境、安全、職業上の健康リスク分析研究所第3分遣隊
第733空輸機動支援中隊	第82偵察中隊	海外放送情報サービス
第390情報中隊	国防省管理米人学校	特別調査機関・第624分遣隊
第372訓練中隊第15分遣隊	第653戦闘兵站支援中隊	ワーナーロビンズ航空兵站センター第3分遣隊
		太平洋地域航空郵便中隊第3分遣隊

海 軍

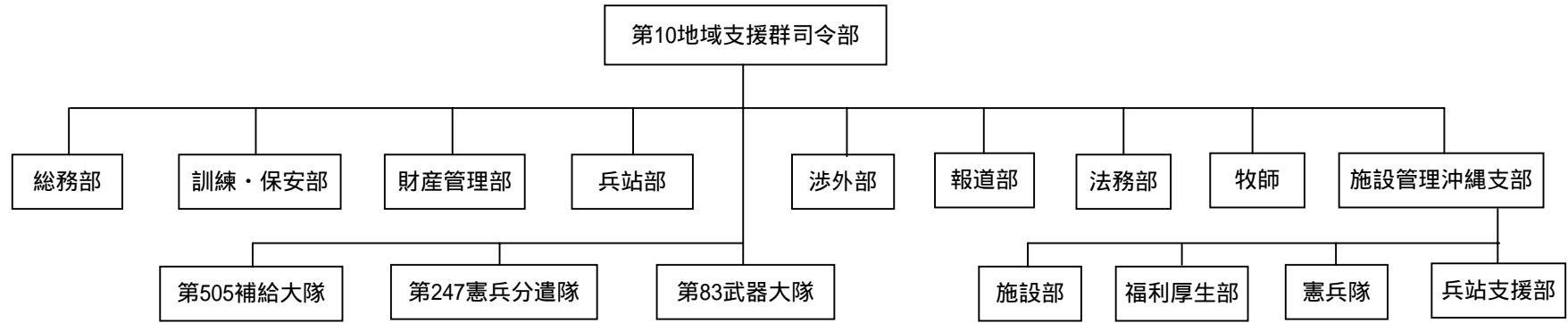


在沖米海軍艦隊活動司令部が支援する海軍関連部隊

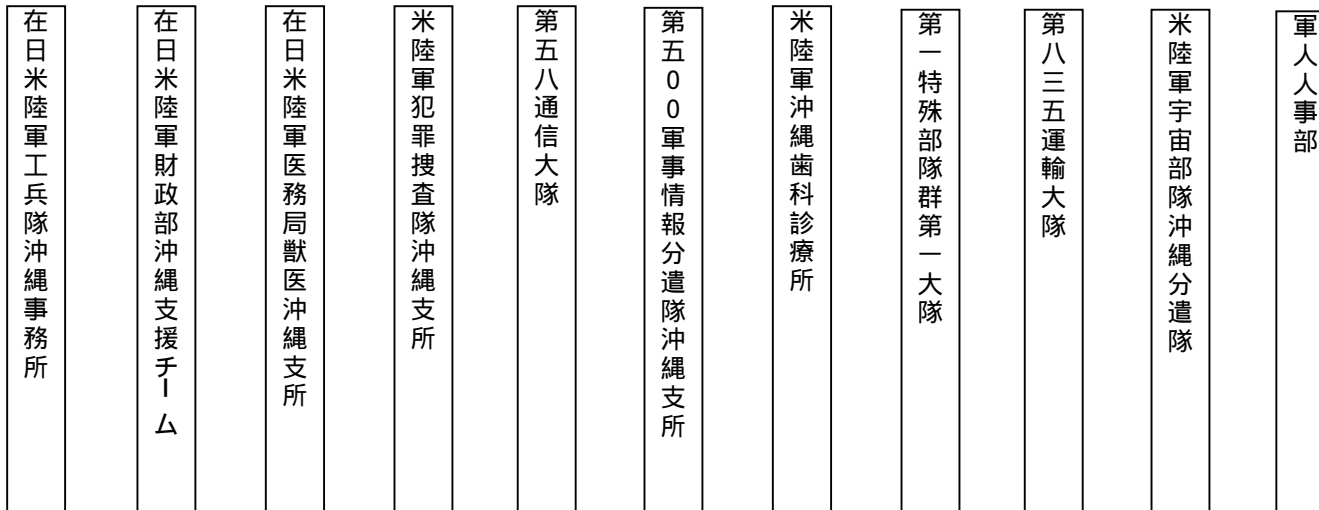
- 第76戦闘機動部隊 / 第1水陸両用群司令部
- 在日米海軍司令部分遣隊
- 第1哨戒航空団分遣隊
- 米太平洋艦隊海軍工兵大隊分遣隊
- 機動機雷組立群嘉手納第10分遣隊
- 横須賀補給センター沖繩分遣隊
- 米海軍通信施設沖繩分遣隊
- 海兵隊航空団嘉手納連絡所
- 海軍太平洋航空機整備隊
- 在沖米海軍病院
- 在沖米海軍歯科センター
- 在沖軍事海上輸送司令部
- 海軍海洋観測司令部嘉手納分遣隊
- 人事支援沖繩分遣隊
- 海軍調査局沖繩事務所
- 太平洋艦隊視聴覚施設沖繩事務所
- 海軍設営司令部沖繩地区担当
- 米海軍機器測定研究所
- 在沖米海軍極東通信所沖繩分遣隊

陸 軍

在日米陸軍 / 第9軍 (司令部：キャンプ座間)

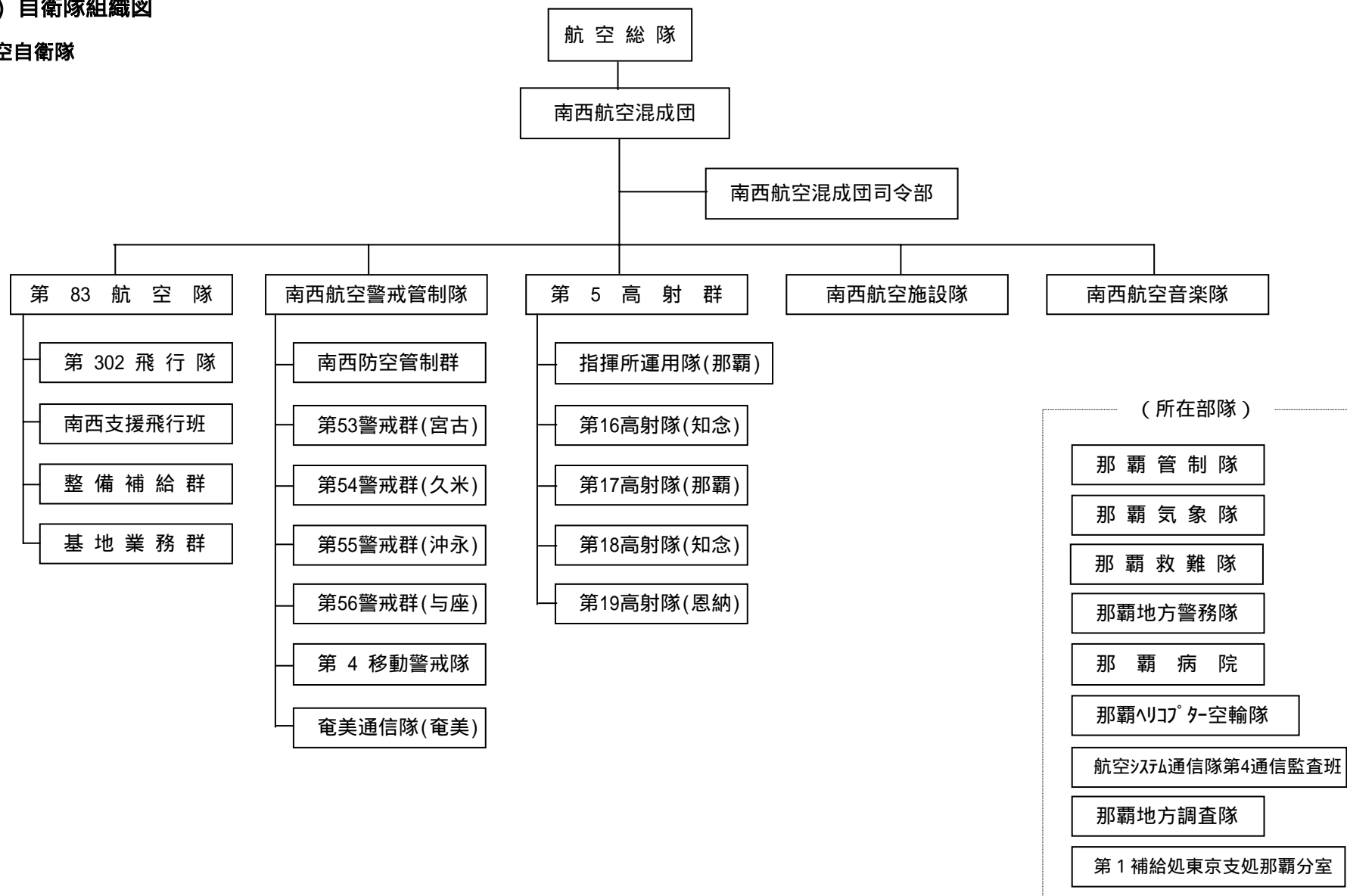


(第10地域支援群が支援する他の陸軍部隊)

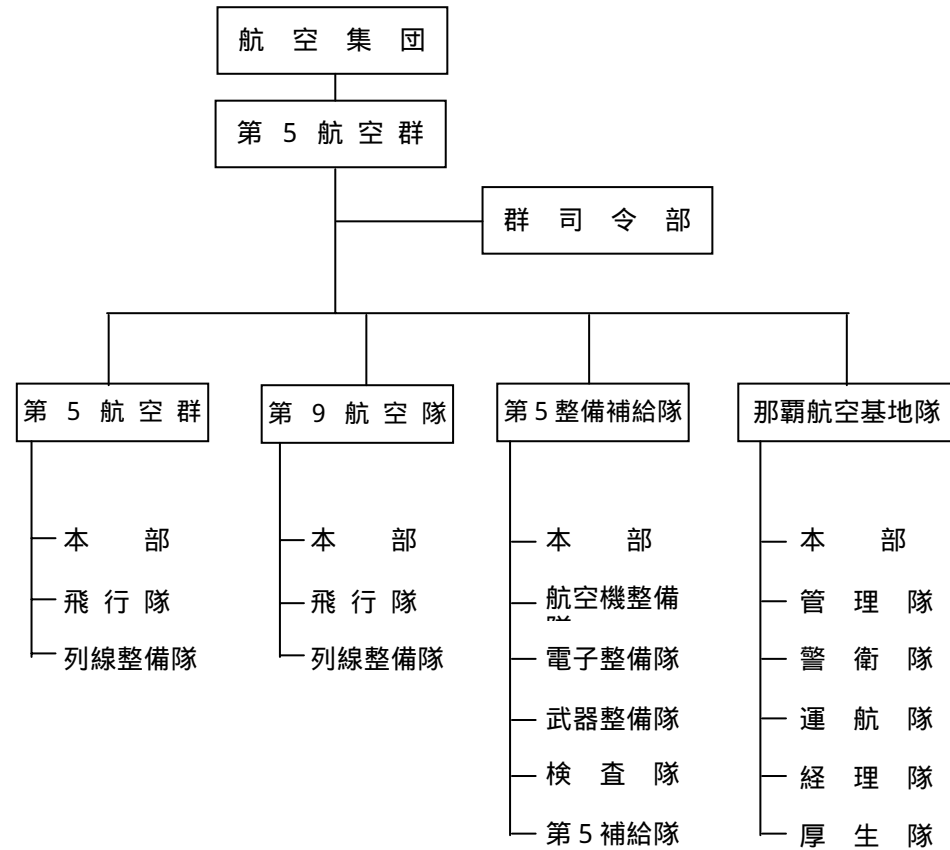
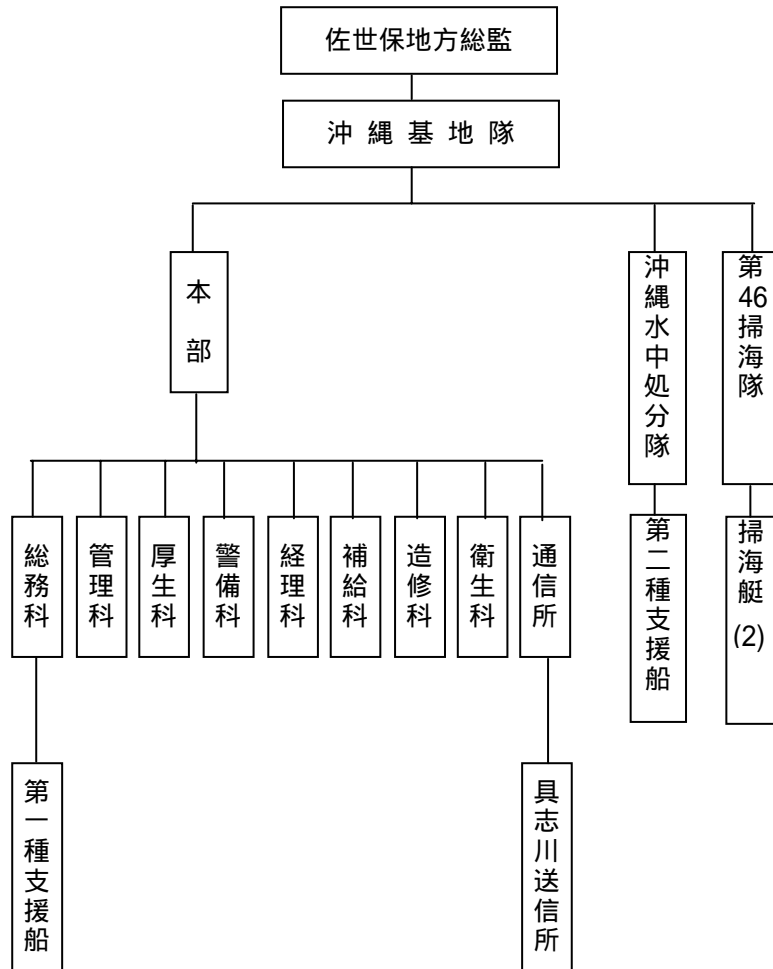


(7) 自衛隊組織図

航空自衛隊



海上自衛隊



陸上自衛隊

